

仕 様 書

徳島県庁総合サービスネットワークファイアウォール等 一式(賃貸借)

1	仕様書	1～6頁
2	応札仕様書	7～8頁
3	賃貸借契約書（案）	9～11頁

徳島県庁総合サービスネットワークファイアウォール等賃貸借契約仕様書

1 目的

徳島県庁総合サービスネットワーク基幹設備機器として、契約者（以下「乙」という。）の所有する機器を徳島県（以下「甲」という。）の使用に供し、甲は、これを賃借する。

2 納入機器

別紙のとおり

3 納入期限

令和6年7月31日

4 納入場所

別途甲が指定する場所

5 契約期間

令和6年10月1日から令和11年9月30日まで

6 機器要件

- (1) 納入機器についてメーカー等から提供されているソフトウェアは、機器納入時点において、安定版のバージョンを選択すること。
- (2) ハードウェアの納入品目において、本仕様書に掲載されていない場合でも、導入する製品の前提となるものがある場合には、その前提製品を含んだ構成とすること。
- (3) 納入機器に関し、特許及び実用新案等の権利の侵害に起因する又は関連する異議、請求、損害賠償及びその他の事項について、その解決に関する一切の責任及び費用は、乙の責任により行うこととする。なお、甲に権利を譲渡した後においても同様とする。

7 検査及び納入

- (1) 乙は、納入期限までに機器の動作を確認し、甲に引渡すものとする。
- (2) 甲は、納入完了後、別途定める検査員により検査を行う。
- (3) 前項の検査に合格しなかったときは、乙は、甲の指示により、機器の取替え又は調整を行い、再検査を受けなければならない。
- (4) 乙は、機器の納入に要する費用及び甲の検査において不合格になった際に発生す

る全ての費用について負担することとする。

- (5) 機器等の納入前に生じた損害は、乙の負担とする。また、甲が機器等を占有する期間に生じた機器等の滅失破損等（リコール等）についても同様とする。ただし、甲の責めによる事由の場合は、この限りでない。

8 納入要件

- (1) 機器の納入については、事前に甲と打ち合わせを行い、甲の指示に従って日程を定めること。
- (2) 乙は、納入する機器類を運搬する場合、変形損害を生じることがないように配慮するとともに、運搬等において一般公共物・住民等への損害を与えないように努めなければならない。
万一損害を与えた場合、乙の負担において速やかに適切な処置をとり、解決するものとする。
- (3) 空き箱等の梱包材については、甲の指定する日時に乙が回収を行い、乙が処分を行うこと。

9 契約不適合

- (1) 物品について7（2）の検査終了後一年以内に、甲において種類、品質、又は数量に関して契約内容に適合しない状態があること（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、甲は速やかに通知しなければならない。
- (2) (1) の場合において乙は交換等の、調達した部品代金及び設定作業等全て無償で行うこと。また、不良部品の引取り及び交換部品の提供についても、乙が徳島県庁情報政策課に赴き、執り行うこと。
- (3) (1) の場合において保守時間は、平日9時～17時に受け付けることとする。
- (4) 検査終了後一年以降については、甲の指定する業者への製品保守サービス移行が可能であること。（保守サービス移管時に製品・保守サービス移管同意書を提出できること）

10 機器の引き取り

乙は、この契約に基づく賃貸借が終了した場合又は機器の一部を変更した場合において、機器の全部又は一部が不要になったときは、乙の負担において当該機器を速やかに引き取るものとする。

11 機器の保持

乙は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1 2 提出書類及び承認等

乙は、機器納入時に次の書類を甲に提出し、承認を受けるものとする。

ア 納入機器一覧表（シリアルナンバーを含む）

イ その他必要書類等

別紙1 各機器及び機能の概要と仕様

項番	ハードウェア	数量
1	ファイアウォール	2台
2	ポート増設用スイッチングハブ	2台
3	スタッキングケーブル	2本

(1) 項番1については表1. ファイアウォールの仕様を満たすこと。

(2) 項番2については表2. ポート増設用スイッチングハブの仕様を満たすこと。

表 1. ファイアウォール

項 目	基本性能・条件	
機能	VLAN (IEEE802.1Q)	
	Link Aggregation(LACP)	
	RIPv1/v2, Static, OSPF, EIGRP, BGP	
	マルチキャストルーティング	
	IPS	
	ハイアベイラビリティ	
	Priority Queuing (標準及び階層型 Queuing) 機能	
	VPN(IPsec, SSL)	
	NAT(スタティック NAT, ダイナミック NAT, PAT)	
	セキュリティコンテキスト	
マネージメント	SNMPv1・SNMPv2c・SNMPv3	
	Telnet・SSH	
	コンソール接続	
	GUI	
通信速度	10/100/1000M	
ポート・スロット	10/100/1000M	8
	SFP ポート	4
	管理インターフェイス	1000 X 1 RJ-45 X 1
	USB3.0 ポートタイプ A(500mA)	1 ポート
パフォーマンス	ファイアウォール	4.5 Gbps
	IPsec VPN	1Gbps
	同時ファイアウォール接続	200,000
	最大 VPN ピア数	150
	仮想インターフェイス (VLAN)	512
重量	3.6kg(8 ポンド)	
寸法	4.37 X 26.87 X 43.69cm (1.72 X 10.58 X 17.2 インチ)	
消費電力	100W	

表 2. ポート増設用スイッチ

項 目	基本性能・条件	
機能	VLAN (IEEE802.1Q)	
	IGMPSnooping	
	Spanning Tree Protocol(802.1d, 802.1w, 802.1s)	
	VTP(VLAN Trunking Protocol)	
	CDP(Cisco Discovery Protocol)	
	Link Aggregation(LACP, PAgP)	
マネージメント	SNMPv1・SNMPv2c・SNMPv3	
	RMON I・RMON II	
	Telnet・SSH	
	コンソール接続	
	GUI	
通信速度	10Mbps/100Mbps/1000Mbps	
ポート・スロット	10/100/1000M	24
	SFP 用スロット	4
パフォーマンス	転送帯域幅	56Gbps
	転送レート	41.66Mpps
	ジャンボフレーム	9,198
	VLAN ID	4096
	最大 VLAN 数	1,024
	最大 MAC アドレス	16,000
重量	4.35kg(9.59ポンド)	
消費電力	36.23	
サイズ	4.4×44.5×32.9cm(1.73×17.5×12.9インチ)	
ファン	固定型冗長構成	

応札仕様書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住所
商号
代表者役職・氏名
担当者名
連絡先電話番号
ファクリシミリ
E-mail

1 調達物品仕様等

(電源モジュール等を含め、納入機器全てのメーカー名及び型番についても詳細に明記すること。)

機器名	メーカー名・型番				
ファイアウォール					
2台					
項目	基本性能・条件	可否欄	応札機種等の仕様	備考	判定欄
機能	VLAN (IEEE802.1Q)				
	Link Aggregation(LACP)				
	RIPv1/v2,Static,OSPF,EIGRP,BGP				
	マルチキャストルーティング				
	IPS				
	ハイアベイラビリティ				
	Priority Queuing(標準及び階層型Queuing)機能				
	VPN(IPsec,SSL)				
	NAT(スタティックNAT,ダイナミックNAT,PAT)				
セキュリティコンテキスト					
マネージメント	SNMPv1・SNMPv2c・SNMPv3				
	Telnet・SSH				
	コンソール接続				
	GUI				
通信速度	10/100/1000M				
ポート・スロット	10/100/1000M	8			
	SFPポート	4			
	管理インターフェイス	1000 X 1 RJ-45 X 1			
	USB3.0ポートタイプA(500mA)	1ポート			
パフォーマンス	ファイアウォール	4.5 Gbps			
	IPsec VPN	1Gbps			
	同時ファイアウォール接続	200,000			
	最大 VPN ピア数	150			
	仮想インターフェイス (VLAN)	512			
重量	3.6kg(8ポンド)				
寸法	4.37 X 26.87 X 43.69cm(1.72 X 10.58 X 17.2 インチ)				
消費電力	100W				
機器要件	納入機器についてメーカー等から提供されているソフトウェアは、機器納入時点において、安定版のバージョンを選択すること。				
	ハードウェアの納入品目において、仕様書に掲載されていない場合でも、導入する製品の前提となるものがある場合には、その前提製品を含んだ構成とすること。				
検査終了後の取扱	納入完了後の検査終了後一年以内に種類、品質、又は数量に関して契約内容に適合しない状態がある場合において、納入者は交換等の、調達した部品代金及び設定作業等全て無償で行うこと。また、不良部品の引取り及び交換部品の提供についても、納入者が徳島県庁情報政策課に赴き、執り行うこと。				
	検査終了後一年以降については、徳島県の指定する業者への製品保守サービス移行が可能であること。(保守サービス移管時に製品・保守サービス移管同意書を提出できること)				

応札仕様書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住所
商号
代表者役職・氏名
担当者名
連絡先電話番号
ファクシミリ
E-mail

1 調達物品仕様等

(電源モジュール等を含め、納入機器全てのメーカー名及び型番についても詳細に明記すること。)

機器名	メーカー名・型番				
ポート増設用スイッチングハブ					
2台					
項目	基本性能・条件	可否欄	応札機種等の仕様	備考	判定欄
機能	VLAN(IEEE802.1Q)				
	IGMPSnooping				
	Spanning Tree Protocol(802.1d, 802.1w, 802.1s)				
	VTP(VLAN Trunking Protocol)				
	CDP(Cisco Discovery Protocol)				
	Link Aggregation(LACP, PAgP)				
マネージメント	SNMPv1・SNMPv2c・SNMPv3				
	RMON I・RMON II				
	Telnet・SSH				
	コンソール接続				
	GUI				
通信速度	10Mbps/100Mbps/1000Mbps				
ポート・スロット	10/100/1000M	24			
	SFP用スロット	4			
パフォーマンス	転送帯域幅	56Gbps			
	転送レート	41.66Mpps			
	ジャンプフレーム	9,198			
	VLAN ID	4096			
	最大VLAN数	1,024			
	最大MACアドレス	16,000			
重量	4.35kg(9.59ポンド)				
消費電力	36.23				
サイズ	4.4×44.5×32.9cm(1.73×17.5×12.9インチ)				
ファン	固定型冗長構成				
機器要件	納入機器についてメーカー等から提供されているソフトウェアは、機器納入時点において、安定版のバージョンを選択すること。				
	ハードウェアの納入品目において、仕様書に掲載されていない場合でも、導入する製品の前提となるものがある場合には、その前提製品を含んだ構成とすること。				
検査終了後の取扱	納入完了後の検査終了後一年以内に種類、品質、又は数量に関して契約内容に適合しない状態がある場合において、納入者は交換等の、調達した部品代金及び設定作業等全て無償で行うこと。また、不良部品の引取り及び交換部品の提供についても、納入者が徳島県庁情報政策課に赴き、執り行うこと。				
	検査終了後一年以降については、徳島県の指定する業者への製品保守サービス移行が可能であること。(保守サービス移管時に製品・保守サービス移管同意書を提出できること)				

賃貸借契約書

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、乙が所有する機器（以下「機器」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲と乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行するものとする。

（要項）

第2条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- （1）機器の詳細 別紙機器一覧表のとおりとする。
- （2）賃貸借料 月額 金***, ***円
（うち消費税及び地方消費税額 金**, ***円）
- （3）引渡完了日 令和6年7月31日
- （4）納付場所 別途甲が指定する場所
- （5）契約保証金 免除

（契約の目的）

第3条 乙は、この契約の条項及び別添仕様書に定めるところに従って、乙の所有する機器を甲の使用に供し、甲は、これを賃借する。

（契約の期間）

第4条 契約の期間は、令和6年10月1日から令和11年9月30日までとする。

（賃貸借料の発生）

第5条 賃貸借料は、契約開始日からこの契約に基づく賃貸借の終了の日まで月ごとに算定し、月額金***, ***円とする。ただし、1か月に満たない月に対する賃貸借料は、1か月を30日とする日割計算により算定するものとする。この場合、算定過程で発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

（賃貸借料の支払）

第6条 乙は、機器の賃貸借料について使用月の翌月初めに甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求が正当であると認めたときは、当該請求書を受理した日から起算して、30日以内に賃貸借料を乙に支払うものとする。

(管理上の注意)

第7条 甲は、善良なる管理者の注意をもって機器を管理するものとする。

(立入権及び秘密保持)

第8条 乙(乙の指定する者を含む。次項においても同じ。)は、機器の納入、据付け、管理及び引取りのため、機器の据付け場所に立ち入ることができる。

2 乙は、前項の立入りに際して得た甲の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後においても、また同様とする。

(権利譲渡の禁止)

第9条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができるものとする。

(1) 乙が、正当な理由なく契約を履行しないとき。

(2) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(3) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき、又はその職務を妨害したとき。

(4) 契約条項に違反したとき。

(5) 乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 甲は、前項に規定する場合のほか、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができるものとする。

3 本条第1項の規定により契約を解除した場合においては、乙は甲の受けた損害を賠償しなければならない。

4 甲は、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。

(損害賠償)

第11条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 乙は、前条の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

(疑義等の決定)

第12条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

甲 徳島県

徳島県知事 後藤 田 正 純

乙